

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年 1月 20日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川隆一

1 契約の概要

西側校舎高架水槽揚水不良修繕

2 履行(納品)場所

横浜市青葉区藤が丘1丁目55-10  
横浜市谷本小学校

3 契約日

令和7年11月1日

4 履行日又は履行期間

令和7年11月1日から令和7年12月1日まで

5 契約金額

144,100円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4番12号  
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

谷本小学校西側校舎において、高架水槽への揚水ポンプが故障したため、トイレ及び手洗い場の断水が発生し、児童の学校生活における支障が生じてしまったため、揚水ポンプの交換修繕を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

令和7年度横浜市有資格者名簿に登録のある会社であり、高架水槽の修繕について他校においても十分な実績があることから選定しました。

9 所管課

谷本小学校